

約款に受取人先死亡の規定がある場合の同時死亡における 保険金請求権の帰属

上告審 最3小判平21年6月2日（平成19年(受)第1349号共済金請求事件、上告棄却）
判時2050号148頁、判タ1302号105頁、金法1877号28頁、金判1337号9頁
控訴審 札幌高判平19年5月18日（平成19年(ネ)第19号共済金請求控訴事件、控訴棄却）
金判1271号57頁
第1審 札幌地滝川支判平成18年12月13日（平成18年(ワ)第11号共済金請求事件、
請求認容）金判1271号61頁

【事実の概要】

Aは、平成13年6月25日、Y農業協同組合（被告、控訴人、上告人、「以下、「Y組合」と略する。）との間で、Aを共済契約者兼被共済者、Y組合を共済者、Aの配偶者Bを死亡給付金受取人、定期特約共済金1000万円、とする年金共済契約（以下、「本件契約」と略する。）を締結した。

本件契約に適用される年金共済約款（以下、「本件約款」と略する。）33条1項では、「共済契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、死亡給付金受取人を変更することができます。」と規定し、同条3項は、「死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更が行われていない間に死亡給付金の支払事由が発生したときは、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡給付金の支払事由の発生時に生存している者を死亡給付金受取人とします。この場合に、死亡給付金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。」と規定する条項がおかれている。

AB間には子Cのみであったが、3名は平成16年3月18日死亡し、その先後は明らかではなく、3名は同時に死亡したものと推定された。X（原告、被控訴人、被上告人）は、Bの実母であり、Bを単独で相続した。また、XはCの祖母でありその相続人である。Aの相続人は、D₁（Aの姉）、D₂（Aの兄）、D₃（Aの姉）、及びE（Aの兄D₄の養子）の4名である。

Bの相続人であるXは、本件契約に関し、ABC3名は同時に死亡したものと推定され、A及びCはいずれもBの法定相続人とはならず、Xのみが本件契約の唯一の死亡給付金受取人であるとして、Y組合に対し定期特約共済金1000万円等の

支払を求めた。これに対して、Y組合は、死亡給付金受取人と被共済者が同時に死亡した場合には、受取人が先に死亡した場合と同様に扱うべきであるとして、本件約款規定に照らして、死亡給付金受取人はX並びにD₁、D₂、D₃及びEの5名であり、その受取割合は均等（各5分の1）となると主張した。

第1審は、「本件約款33条3項の文言に照らせば、『死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人』とは、その文言どおり、死亡給付金受取人の死亡により相続人となった者を指すと解するべきであり、『法定相続人のうち死亡している者がいるとき』とは『法定相続人のうち、法定相続人となった後、死亡給付金の支払事由の発生時まで死亡している者がいるとき』を意味すると解するべきである」とし、「この文理を越えて、『法定相続人』の決定について、死亡給付金受取人と被共済者が同時に死亡した場合を、受取人が先に死亡した場合と同様に扱うべき理由を見出すことができない」ことを理由に、Xは本件契約の唯一の死亡給付金受取人であるとして、Xの請求を認容した。

これに対し、Y組合は、第1審判決の判断は、①一連の最高裁判決が確立している判例法理並びに通説に違背している、②死亡給付金の指定受取人と被共済者が同時に死亡した場合に、指定受取人が先に死亡した場合に関する本件約款33条3項の規定を適用することができないことになるのに、これを適用しているのは矛盾である、等主張し、控訴した。

第2審判決は、原審判決の「本件約款33条3項の文言に照らせば、『死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人』とは、その文言どおり、死亡給付金受取人の死亡により相続人となった者を指すと解するべきであり、『法定相続人のうち死亡している者がいるとき』とは『法定相続人のうち、法定相

続人となった後、死亡給付金の支払事由の発生時までに死亡している者があるとき』を意味すると解すべきである。」とする箇所を引用した上で、「この文理を越えて、『法定相続人』の決定について、死亡給付金受取人と被共済者が同時に死亡した場合を、受取人が先に死亡した場合と同様に扱うべき理由を見出すことができない。」として、Y組合の控訴を棄却した。

また、第2審では、Y組合の控訴理由に関しては、以下の付言を行っている。

- (1) 確立した最高裁判所の判例や学説に違背しているとの主張に関して

「本件のような共済（保険）契約者と被共済（保険）者が同一であり、死亡給付金受取人（指定受取人）が共済（保険）契約者の配偶者であって、その両名の子（1人）がいる場合に、これらの三者が同時に死亡した場合に当てはまる最高裁判所の判例はなく、学説においても、このような同時死亡の場合についての定説が確立しているとはいえないから、控訴人の主張には理由がない。」

- (2) 死亡給付金指定受取人と被共済者が同時に死亡した場合に、指定受取人が先に死亡した場合に関する本件約款 33 条 3 項の規定を適用することができないことになるのに、これを適用しているのは矛盾であるとの主張に関して

「本件約款 33 条 3 項は、「死亡給付金受取人の死亡時『以後』に、死亡給付金受取人の変更が行われていない間に死亡給付金の支払事由が発生したとき」の規定であり、本件では、死亡給付金受取人である B が死亡した時点において、死亡給付金受取人の変更が行われていない間に、B と同時に、A も死亡したというのであるから、本件約款 33 条 3 項の適用が排除されるわけではなく、上記判断も、その限度で、B と A が同時に死亡したと推定されるから、B が A より先に死亡したとはいえないとしているにすぎない。そして、A と B、更には両名の子も同時に死亡したことによって、この三者間での相続の問題が生じないから、B の死亡に関して、X のみが法定相続人となるのであって、本件約款 33 条 3 項の適用に矛盾があるとはいえない。」

- (3) B が A より一秒でも長く生きていたことの証明がない以上、B は死亡給付金受取人とはならないとする主張に関して

「本件約款 33 条 3 項は、死亡給付金受取人が不存在にならないようにするための規定であり、

死亡給付金受取人の死亡時「以後」と明記して、死亡給付金受取人の死亡と同時に死亡給付金の支払事由が発生した場合の適用を排除していないから、本件約款 33 条 3 項は、本件においても適用があり、B の法定相続人となる X が死亡給付金の受取人となるといえる。」

そこで、Y 組合が上告したのが本件である。

【判旨】

「本件条項は、指定受取人と被共済者とが同時に死亡した場合にも適用されるべきものであるところ、本件条項にいう法定相続人は民法の規定に従って確定されるべきものであって、指定受取人の死亡の時点で生存していなかった者はその法定相続人になる余地はない(民法 882 条)。したがって、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者とが同時に死亡した場合において、その者は、本件条項にいう『死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人』に当たらず、その者の相続人が、本件条項にいう「その順次の法定相続人」として、死亡給付金受取人になることはないと解すべきである。そして、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者との死亡の先後が明らかでない場合に、その者が共済契約者兼被共済者であったとしても、民法 32 条の 2 の規定の適用を排除して、指定受取人がその者より先に死亡したものとみなすべき理由はない。

そうすると、前記事実関係によれば、民法 32 条の 2 の規定により、被共済者である A と指定受取人である B とは同時に死亡したものと推定され、A は B の法定相続人にはならないから、A の相続人である D 1 が死亡給付金受取人となることはなく、また、B と C も同時に死亡したものと推定され、C も B の法定相続人にはならないから、本件契約における死亡給付金受取人は、本件条項により、B の母である被上告人のみとなる。

これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例（最高裁昭和 63 年（オ）第 1748 号平成 4 年 3 月 13 日第二小法廷判決・民集 46 卷 3 号 188 頁、最高裁平成 2 年（オ）第 1100 号同 5 年 9 月 7 日第三小法廷判決・民集 47 卷 7 号 4740 頁）は、事案を異にし、本件に適切ではない。論旨は採用することができない。」

【研究】

1. はじめに

平成20年改正前商法（以下、「改正前商法」と略する。）676条2項にいう保険金額を受け取るべき者の相続人の範囲に関し、最3小判平成5年9月7日民集47巻7号4740頁（以下、「最高裁平成5年判決」という。）において、第1に、改正前商法676条2項にいう「保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人」とは、指定保険金受取人の法定相続人又は順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に生存する者をいうとし、第2に、指定保険金受取人の法定相続人と順次の法定相続人が保険金受取人となる場合には、各保険金受取人の権利の割合は民法427条の規定により、平等の割合となることを示し、この問題について最高裁として一定の判断を下した。実務では、この最高裁平成5年判決の法理を敷衍する約款改正がなされている。ただし、保険金請求権の帰属割合に関しては、各保険会社によって取扱が異なり、均等割合とする旨を定める会社と、相続割合による旨を定める会社とに分かれている。

本件で問題となった本件契約に適用されるY組合の本件約款33条3項も最高裁平成5年判決の法理を敷衍して設けられたものである。

本判決は、約款に共済金受取人先死亡の規定がある場合において、①指定受取人と被共済者とが同時に死亡した場合にも適用される共済金受取人先死亡に関する本件条項の適用が認められるか、②認められるとした場合、本件条項の「法定相続人」の範囲はどうなるか、について最高裁で初めて判断を下したものである。本判決と同日に、改正前商法676条2項における同時死亡に関する解釈が問題となった最3小判平成21年6月2日民集63巻5号953頁（以下、「民集登載判決」という。）においても、本判決と同旨が述べられている。

本判決は共済契約に関する事案であるが、先述の通り、生命保険会社においても同様な趣旨から同様な条項が設けられていることから、本判決の考えは、生命保険会社における生命保険契約においても及ぶこととなる。また、本件約款条項は先述の通り、改正前商法676条2項に関する最高裁平成5年判決の法理を敷衍したものであることから、改正前商法676条2項の解釈論においても等しく当てはまることとなる。従って、本稿では、改正前商法676条2項を巡る先例・学説をも踏まえて本判決を検討することになる。

2. 同時死亡における本件約款33条3項の適用の可否

本判決は、「本件条項は、指定受取人と被共済者とが同時に死亡した場合にも適用されるべきものである」と判示するが、その理由については何も述べていない。民集登載判決においても「商法676条2項の規定は、保険契約者と指定受取人とが同時に死亡した場合にも類推適用されるべきものである」として類推適用を肯定するが、その理由付けについては同様に何も述べていない。

本判決以前の下級審裁判例においては、①当初から保険金受取人の法定相続人に死亡保険金請求権を取得させると解する方がより合理的でかつ保険契約者の真意にそうものであること、②保険金受取人が保険金請求権を取得することなく死亡し、また保険契約者によって新たな保険金受取人となるべき者についての意思表示がなされなかった点では、保険金受取人が死亡した後、保険契約者が保険金受取人の再指定を行うことなく死亡した場合と同様であること、を理由に、改正前商法676条2項又は約款条項の準用を肯定する（「死亡保険金受取人が死亡した後、まだ変更されていない間は、その死亡した保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人として取り扱います」との約款規定の準用を認めるものとして東京高判昭和58年11月15日判時1101号112頁、文研保険判例集第3巻418頁、広島地福山支判平成2年9月18日文研保険判例集第6巻236頁、改正前商法676条2項の準用を認めるものとして、東京高判平成5年5月13日文研生命保険判例集第7巻238頁等）。

次に学説の多数も、古くより、①生命保険契約は保険金受取人の生活保障を目的とした貯蓄的性格を有し、そのことから債権者の干渉から保険金受取人の地位の保護を図る解釈論がなされるべきであること、②保険金受取人の死亡が保険契約者よりも先でも後でも保険金受取人の相続人が保険金請求権をもつのに、その中間の同時死亡のときだけ、保険契約者の方に全部又は一部の権利が戻るのは合理性を有しなく、保険契約者の再指定の可能性を問題にするならば、保険金受取人の死亡後まもなく保険契約者が死亡した場合や、保険契約者が保険金受取人の死亡を知らなかった場合にも、同じ問題が起こってきて、その適用の限界が不明確になってしまうこと、③保険金受取人の死亡後も指定の効力は存続しその相続人が保険金受取人の地位にあるという見解によりこれを肯定す

べきであること、を理由に、改正前商法 676 条 2 項の準用を認める(甘利公人「判批」ジュリ 868 号(1986 年)92 頁、石田満「判批」判時 1114 号(1984 年)193 頁、加藤一郎「同時死亡の推定」法協 75 卷 4 号(1985 年)401 頁、中村敏夫著『生命保険契約法の理論と実務』(保険毎日新聞社、1997 年)365 頁等)。

近時の学説も、同時死亡の場合には、指定保険金受取人は保険金請求をする可能性がないことを理由に、指定保険金受取人が先に死亡した場合と同様に扱うのが適切であるとする(山下友信著『保険法』(有斐閣、2005 年)523 頁)。もっとも②、③の理由付けに対しては疑問を示す見解もある(中村・前掲書 363 頁参照)。

最高裁平成 5 年判決は、改正前商法 676 条 2 項の趣旨に関して、「商法 676 条 2 項の規定は、保険金受取人が不存在となる事態をできる限り避けるため、保険金受取人についての指定を補充するものであり、指定受取人が死亡した場合において、その後保険契約者が死亡して同条 1 項の規定による保険金受取人についての再指定をする余地がなくなったときは、指定受取人の法定相続人又はその順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存する者が保険金受取人として確定する趣旨」と判示する。同時死亡の場合も保険契約者が死亡して保険金受取人について再指定をする余地はなくなることや、同時死亡の場合において保険金受取人が不存在となる事態が生じることは、保険金受取人の先死亡の場合と同様である。そうであれば、同時死亡の場合においても、改正前商法 676 条 2 項を類推適用すべき余地が認められることとなる。

本判決は、その理由は不明確であるが、旧来の下級審裁判例及び学説の多数説の立場を前提に、改正前商法 676 条 2 項の判例法理を踏まえて作成された本件約款条項 33 条 3 項の適用を肯定したものと考えられる。改正前商法 676 条 2 項の立法趣旨を考えれば妥当な判断と考える。

3. 同時死亡の場合における本約款 33 条 3 項所定の法定相続人の範囲

本判決は、「本件条項にいう法定相続人は民法の規定に従って確定されるべきものであって、指定受取人の死亡の時点で生存していなかった者はその法定相続人になる余地はない(民法 882 条)。」とし、「指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者との死亡の先

後が明らかでない場合に、その者が共済契約者兼被共済者であったとしても、民法 32 条の 2 の規定の適用を排除して、指定受取人がその者より先に死亡したものとみなすべき理由はない。」とする。

民集登載判決においても、「法定相続人は民法の規定に従って確定されるべきものであって、指定受取人の死亡の時点で生存していなかった者はその法定相続人になる余地はなく(民法 882 条)、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者とが同時に死亡した場合において、その者又はその相続人は、同項にいう『保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人』には当たらない」とする。すなわち、民法 32 条の 2 の規定を適用して、法定相続人の範囲を決すればよいと判断する。

この問題が直接の争点とされたものは本件事案と民集登載判決の事案であり、地裁判決からいずれも、民法 32 条の 2 の適用を認め、保険契約者兼被保険者側が保険金受取人の相続人に含まれることを否定する。

それ以前の同時死亡が問題となった下級審裁判例においても、本判決の立場と概ね同旨のことが述べられてきた(前掲・東京高判昭和 58 年 11 月 15 日、前掲・広島地福山支判平成 2 年 9 月 18 日、前掲・東京高判平成 5 年 5 月 13 日等。なお旧来の下級審裁判例に関しては、甘利公人「本件判批」保険毎日新聞 2009 年 8 月 15 日号 5 頁参照)。しかし、これらの裁判例は、最高裁平成 5 年判決以前のものであり、改正前商法 676 条 2 項の解釈に関して見解の相違が見られた当時のものである。これに対して、本判決及び民集登載判決は、最高裁平成 5 年判決の法理を前提に、同時死亡の場合における改正前商法 676 条 2 項の法定相続人の範囲について明確にしたものである。

次に、学説であるが旧来より多数説は、本判決と同様な立場であるとみられている(甘利・前掲 6 頁、山下友信・米山高生編『保険法解説』(有斐閣、2010 年)339 頁注 16)(竹瀆修執筆)。もっとも、これらの多くの学説も先述の下級審裁判例と同様に最高裁平成 5 年判決以前のものである。

これに対し、最高裁平成 5 年判決以後における学説において、民法 32 条の 2 の適用を否定し、同時死亡の場合も、保険金受取人が被保険者よりも先に死亡したものとして、法定相続人の範囲を決めるべきとする見解も主張されるに至った(山下典孝「本件原審判批」金判 1271 号(2007 年)66 頁・67 頁、清水耕一「保険金受取人と保険契約者

兼被保険者の同時死亡の場合の保険金の帰属について」海保大研究報告 53 巻 1 号 (2008 年) 74 頁 (以下、「①文献」と略する)、同「本件原審判批」保険事例研究会レポート 224 号 (2008 年) 11 頁、桜沢隆哉「本件原審判批」保険毎日新聞 2009 年 2 月 23 日号 5 頁、同「本件原審判批」法律のひろば 62 巻 3 号 (2009 年) 71 頁、同「同時死亡の推定と保険金請求権の行方」生命保険論集 167 号 (2009 年) 201 頁、同「保険金受取人先死亡事例の再検討」(以下、「②文献」と略する。)金澤理監修・大塚英明・児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』(ぎょうせい、2009 年) 293 頁)。

その理由とするところは、①最高裁平成 5 年判決は学説で言う、いわゆる暫定適用説の立場を採ったものと解されており(田中豊「判解」法曹 47 巻 8 号 (1996 年) 327 頁・328 頁参照)、保険金受取人の法定相続人の範囲を決定する場合には、民法の規定に従いその範囲を決定するのではなく、暫定適用説による最高裁平成 5 年判決の法理に従い、その範囲が決定されるべきであること、②最高裁平成 5 年判決の法理によれば、保険料の出捐を行っていた保険契約者の法定相続人も保険金受取人の範囲に含まれることになり、保険金受取人の法定相続人のみが保険金を独占するというものに対する現実的な不都合を回避することも可能となり、同時死亡に関しても同様に解することが保険契約者の合理的な意思に合致すること、等である(山下典孝・前掲 66 頁・67 頁、桜沢・前掲②文献 292 頁・293 頁等参照。)

しかし、本判決及び民集登載判決後における学説においては、①保険料の出捐を行っていた保険契約者の法定相続人も保険金受取人の範囲に含めることが必ずしも保険契約者の意思に合致しているとは限らないこと(犬伏由子「判批」速報判例解説編集委員会編『法学セミナー増刊速報判例解説 Vol. 5』(日本評論社、2009 年) 112 頁、竹瀆修「判批」ジュリ 1398 号 (2010 年) 134 頁、岡田豊基「本件判批」判評 615 号 (判時 2069 号) (2010 年) 43 頁 (205 頁))、②法定相続人につき相続法の基本原則である「同時存在の原則」およびそれに関する民法 32 条の 2 の規定を排除すべき理由はないこと(犬伏・前掲 112 頁、竹瀆・前掲 134 頁、木下孝治「判批」金判 1336 号 (2010 年) 235 頁)、③最高裁平成 5 年判決と本判決とは事案を異にするものであり、同時死亡の場合には、保険金受取人が先に死亡した場合は異なる処理をするものであり、民法の相続法における論理的結果と従来

の裁判例との整合性にかなうこと(甘利・前掲 6 頁、岡田・前掲 43 頁 (205 頁))、等を理由に、支持する見解が多数示されている。

これに対して、民集登載判決に対して、同時死亡の場合についても目的論的解釈によって改正前商法 676 条 2 項の類推適用を肯定しているものと思われるが、そうであれば保険金受取人の相続人の範囲についても形式的に判断する必要はなかったとする見解も示されている(山下典孝「保険法における保険金受取人変更に関する一考察」生命保険論集 167 号 (2009 年) 148 頁)。

なお実務においては、本判決の立場と同様な取扱をする生命保険会社が多数を占めているが(例えば、日本生命保険生命保険研究会編『生命保険の法務と実務』(社)金融財務事情研究会、2004 年) 281 頁参照)、Y 組合と同様な立場を採る生命保険会社も少数ながらあり、実務上の取扱は分かれていた。多数の会社は、相続人概念を借用している限りは、できる限り民法の規定に従い相続人の範囲を決定すべきと解しているものと思われる。

これに対して Y 組合及び民集登載判決における上告会社は、保険金(共済金)受取人は相続によって保険金(共済金)を取得するのではなく、自己固有の権利として保険金(共済金)請求権を取得するのであり、そのため民法の相続法に従って相続人の範囲が決定することになるのではなく、また同時死亡の場合も指定受取人の再指定がなされる前に保険事故(被保険者(被共済者)死亡)が発生した点では共通しており、同時死亡の場合も含めて、最高裁平成 5 年判決の法理又はその法理を敷衍した約款条項に従い相続人の範囲を決定すべき、と考えていたようである。

諸外国における状況では、同時死亡の場合も、同時死亡に関する民法等の一般原則によるのではなく、指定保険金受取人先死亡に関する規定の適用があることを立法等で認めることとしているものがある(アメリカでの状況に関しては、甘利公人著『生命保険契約法の基礎理論』(有斐閣、2007 年) 22 頁以下、桜沢・前掲②文献 288 頁以下、ドイツでの状況に関しては、清水・前掲①文献 70 頁以下、フランス、ベルギー、カナダでの状況に関しては、山下典孝「保険金受取人死亡による保険金請求権の帰属に関する若干の考察」新報 108 巻 9・10 号 (2002 年) 605 頁以下を参照。また近時の改正により中国保険法 42 条 2 項で「保険金受取人及び被保険者が同一の事故で死亡し、かつ、死亡した順序の確定が不可能な場合、保険金受取

人が先に死亡したものと推定する。」とする規定が設けられているとのことである)。

4. 最2小判平成4年3月13日及び最高裁平成5年判決との関係

本判決は、所論が引用する保険金受取人先死亡に関する前掲・最2小判平成4年3月13日及び最高裁平成5年判決とは事案が異なり、本件には適切ではないと述べている。民集登載判決においては、この点は何も述べていない。この相異は、上告理由における相異から生じたものとも考えられる。

前掲・最2小判平成4年3月13日及び最高裁平成5年判決は、指定保険金受取人が死亡した場合、当該指定は失効するが保険金受取人未確定の状態となるとし、改正前商法676条2項が適用されるのは被保険者死亡時の1回のみとして、指定保険金受取人が被保険者死亡前に死亡した場合には、その順次の相続人がその地位を承継し、被保険者死亡時に生存する者が、最終的に保険金受取人となると解するものである。そして指定保険金受取人の相続人の中に保険契約者兼被保険者がいた場合も、自己のためにする契約とはならず、被保険者死亡時にさらに順次の相続人が保険金受取人となるとする立場を採る。その理由は、保険契約者兼被保険者が指定保険金受取人の相続人の一人である場合も保険契約者の意思解釈として他人のためにする契約とするのが合理的であることや、指定保険金受取人の相続人に独占的に保険金請求権が取得されることに対する不合理さを回避できることにある、とされている(西嶋梅治「死亡保険金受給資格者の資格判定基準と判定基準時」文研論集100号(1992年)15頁～21頁、富越和厚「判解」法曹46巻2号(1994年)205頁、田中(豊)・前掲327頁・328頁参照)。

本判決の立場と異なる見解は、前掲・最2小判平成4年3月13日及び最高裁平成5年判決の考えを突き詰めれば、同時死亡の場合において、民法32条の2を形式的に適用してしまうと、保険契約者兼被保険者側の相続人は保険金受取人となる可能性がなくなり、そのことが保険契約者の合理的な意思解釈にも反するのではないかという疑問から出発しているものである(なお竹瀆・前掲134頁参照)。また、その上で、民法の相続人の範囲を拡張した上記2つの最高裁判例と同様に、形式的に民法32条の2を適用するのではなく、この場合も、保険金受取人先死亡に準じて考え、保険契約

者兼被保険者側の相続人も保険金受取人とすべきと解する。

上記の解釈論に対しては先述の通り、必ずしも保険契約者の意思に合致するものではないこと、民法32条の2の適用を排除すべき合理的な理由とはなっていない、とする批判がなされている。

本判決は、改正前商法676条2項に関する先例である前掲・最2小判平成4年3月13日と最高裁平成5年判決とは事案が異なり、保険契約者の合理的意思解釈を持ち出し、民法32条の2の適用を排除することまでは認められないと考えているものと思われる。すなわち、民法上の相続人概念を借用している限りは、相続人の範囲は民法の規定により決定すべきであり、それと異なる決定を行いたいのであれば、約款条項で別段の定めを設けなければならないとするものと考えられる(竹瀆・前掲134頁、木下・前掲235頁、本件掲載判例集コメント等参照)。

保険金受取人が被保険者よりも先に死亡した場合には、民法の相続人の概念を借用しながらも相続人の範囲を拡張するが、同時死亡の場合には、事案が異なることを理由に、民法の規定に従い、相続人の範囲を決定するというのが本判決の立場と考えられる。

本判決の立場は、改正前商法676条2項は、保険事故発生時である被保険者死亡時に指定保険金受取人の相続人に該当する者に保険金請求権を帰属させる趣旨であり、何人がそれに該当するかは民法の規定によればとよいとする見解(中村敏夫「講師のコメント」文研保険事例研究会レポート47号(1989年)14頁、山下典孝「指定保険金受取人の死亡による保険金請求権の帰属」生命保険経営62巻6号(1994年)221頁)に近いものとも考えられる。

確かに、改正前商法676条2項は、保険契約者の意思表示による保険金受取人の再指定とは異なり、保険契約者の個別的な意思に関係なく、保険事故発生(被保険者死亡)時に同条を適用して、指定保険金受取人の相続人又はその順次の相続人で生存する者を保険金受取人とする。また同条は、保険金受取人の指定変更は保険事故発生前でなければならないとする原則の例外と考えられる(なお、保険法においては遺言による保険金受取人変更が明文の規定で認められたこと(保険法44条1項参照)に対応するため保険契約者の意思表示による保険金受取人変更は保険事故発生と同時によいとされている。保険法43条1項参照)。すな

わち、保険契約者兼被保険者の一人が指定保険金受取人の一人であっても、同条の適用が認められるのである。保険金受取人変更の一般原則との関係で言えば、被保険者死亡前に保険金受取人の変更があったと擬制しているものとも考えられる。

そうであれば、保険契約者兼被保険者と指定保険金受取人が同時に死亡した場合も、同条又は最高裁平成5年判決を敷衍した約款条項の適用は肯定されることとなる。同時死亡も保険金受取人先死亡の1つの類型と考えられるからである。

しかし改正前商法676条2項の適用によって指定保険金受取人の相続人又はその順次の相続人で生存する者が保険金受取人となった場合、その者(達)は自己固有の権利として保険金を取得するものである。すなわち、相続人概念を借用しながらも、相続人の範囲は民法規定により厳格に決定されているわけではなく、推定相続人を介して相続人の範囲を拡張した後に、最終的に保険事故発生時(被保険者死亡時)に生存する者に絞ることによって保険金受取人の範囲を限定する。また複数の保険金受取人がある場合には均等割りとし、相続人概念を用いながらも法定相続割合によるのではなく、保険金請求権の固有権性に照らし、また保険契約者の特段の意思は認められないことから、民法427条の原則に従う。

さらに、最高裁平成5年判決は、改正前商法676条2項の趣旨に関して、「商法676条2項の規定は、保険金受取人が不存在となる事態をできる限り避けるため、保険金受取人についての指定を補充するもの」としている。この立法趣旨との関係においても本判決及び民集登載判決の立場について矛盾を指摘できる。すなわち、本判決及び民集登載判決の立場に従い民法規定を厳格に適用するならば、指定保険金受取人の相続人がいないが、保険契約者兼被保険者の相続人がいた場合でも、保険金受取人は不存在と処理される可能性がある。

改正前商法676条2項の趣旨を保険金受取人が不存在となる事態を回避し保険金受取人が自己固有の権利として保険金を取得させることにあるという点を強調するならば、本判決及び民集登載判決の立場は、一連の最高裁判決と矛盾とする上告人の主張は妥当なものと考えられる。本判決及び民集登載判決はこのような批判を回避するために、敢えて改正前商法676条2項の趣旨や、最高裁平成5年判決を敷衍した約款条項の趣旨に触れることなく、同時死亡の場合について、改正前商法676条2項の類推適用又は約款条項の適用を

肯定したものとも考えられる。さらに、本判決は、前掲・最2小判平成4年3月13日及び最高裁平成5年判決とは事案が異なると判示する。

しかし、理由は示してはいないにせよ、本判決及び民集登載判決の根底には、できる限り受取人が不存在となることを回避し、受取人に自己固有の権利として保険金の取得を認めさせたいという考えがあるのではないか。このような趣旨から、本判決は、同時死亡の場合も、BがAより先に死亡したときと同じく、本件約款条項33条3項を適用し、Xを共済受取人としている。法定相続人の範囲を形式的に判断するのであれば、本件約款条項33条3項の適用に関しても形式的に解釈し、同時死亡の場合には、適用がなく、Bが共済受取人のままであるとすることが、論理一貫しているとも考えられる。この場合は、共済給付金はBの相続財産に組み込まれ、Bの相続人Xが相続財産として取得することになる。

同時死亡の場合も、指定保険金受取人が死亡し、保険契約者が再度、保険金受取人を指定(変更)しない間に保険事故が発生(被保険者が死亡)した場合の一類型と捉え、この場合の保険金受取人の範囲は、保険金請求権の固有権性を考えれば民法の厳格な適用によって決められるものではなく、同時死亡の場合も含めて最高裁平成5年判決で決定された法理によって決定されるとする上告人の主張が、改正前商法676条2項や本件約款条項33条3項の制定趣旨とも合致し、一連の最高裁判決との法理においても矛盾なく説明できることから、支持されるのではないかと考える。

改正前商法676条2項又は最高裁平成5年判決を敷衍した約款条項によって保険金受取人は自己固有の権利として保険金を取得するのであるから、同時死亡の場合も、保険金受取人先死亡に関する判例法理又はその判例法理を敷衍した約款条項に従い、保険金受取人の範囲が決定されるべきで、相続人概念を借用しているからという理由のみで、民法規定を厳格に適用して保険金受取人となるものを決定することが当然に自明の理とまでは言えないのではないか。

5. 保険法46条との関係

平成22年4月1日施行の保険法においては、その46条で「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。」と規定する。保険法においては、特定の保険金受取人(保険法60条2項参照)に介入権が

認められること等との関係から、最高裁平成5年判決の立場である暫定適用説は採用されておらず、保険金受取人が死亡する度毎に保険法46条が適用されることになると考えられる。もっともこの場合、旧来の2段階適用説とは異なり保険法46条の適用により保険金受取人が全体として変更されるとする見解が示されている（山下友信＝米山・前掲書334頁（竹瀆修執筆））。

保険法46条が適用されるのは文言上「保険事故発生前」とされていることから同時死亡の場合において、保険法46条が直接適用されるかについては文理解釈からは難しいとも考えられるが、保険法46条にも本件判決の立場が維持されと解する見解が多数示されている（犬伏・前掲112頁、甘利・前掲6頁、山下友信＝米山・前掲書334頁（竹瀆修執筆）338頁、竹瀆・前掲134頁、甘利公人＝福田弥夫＝今井和男＝北村聡子編著『Q&A保険法と家族』（日本加除出版、2010年）163頁（甘利公人執筆）、岡田・前掲43頁（205頁）等）。

しかし、保険法においては、保険金受取人の介入権の導入や、保険金受取人変更に関する規定内容の変更等もあり、また保険法46条においても解釈上の疑義があることから（遠山優治「保険金受取人の死亡」生命保険論集169号（2009年）206頁以下、山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利公人・山本哲生編『保険法の論点と展望』（商事法務、2009年）289頁以下、山下典孝「生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題」保険学雑誌608号（2010年）55頁以下参照）、本判決での法理が必ずしも当てはまるかどうか断言できないと考えられる（山下典孝「判批」速報判例解説編集委員会編『法学セミナー増刊速報判例解説vol.6』（日本評論社、2010年）142頁）。もっとも、保険金受取人の不存在をできる限り回避するという立法趣旨を強調するのであれば、本判決及び民集登載判決の考え方は保険法46条においても、同時死亡に限定すべきか否かについては議論が分かれるであろうが、同様に維持されることとなる。しかし、この立法趣旨を強調するのであれば、保険契約者兼被保険者側の相続人も保険金受取人に含めても良いという解釈も成り立ち得ることとなるのではないかと。

（大阪：平成22年5月14日）

報告：大阪大学 教授 山下 典孝 氏

指導：大阪学院大学 教授 中西 正明 氏

立命館大学 教授 竹瀆 修 氏